

## □ ご旅行条件（抜粋）

お申込み（ご入金）前に必ずお読みください。この書面は旅行業法第 12 条の 4 による、取引条件説明書面および旅行契約が締結された場合は、同 12 条の 5 による契約書面の一部になります。

### ■個人情報の取扱いについて

株式会社パディ企画研究所（以下「当社」）は、旅行申込みの際にご提出いただきました個人情報、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配の為に利用する他、必要な範囲において当該機関等に提出いたします。

### ■お申込み条件

身体に障害のある方、健康を害している方はその旨をお申し出ください。団体旅行に支障をきたすと当社が判断する場合は、お申し込みをお断りさせていただく場合があります。

### ■旅行代金に含まれるもの

- ①旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金および税
  - ②旅行日程に明示した食事の代金および税、観光の代金（入場料金・ガイド料金）
  - ③団体行動中の心づけ
- ※上記旅行サービスをお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

### ■旅行代金に含まれないもの

前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- ①自由行動中の見学料、食事料、交通費
- ②障害、疾病に関する医療費（障害、疾病保険料等）
- ③ご自宅から発着地までの交通費、宿泊費

### ■旅行契約内容旅行代金の変更

- ①当社は天変地異、戦乱、暴動、運送宿泊機関等のサービス提供の中止。官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更する場合があります。また、その変更に伴い旅行府代金を変更する場合があります。
- ②著しい経済情勢の変更等により、通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行府代金を変更する場合があります。増額する場合は旅行開始日の前日から換算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。なお、払い戻しすべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に払い戻いたします。

### ■旅行管理等

当社は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当社係員の指示に従っていただきます。

### ■当社の責任

当社は、当社または手配代行者（旅行サービスの手配を当社に代わって行なう者）の故意または過失によりお客様に損害を与えた際、その損害を賠償いたします。（お客様の賠償限度額は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、おひとり様 15 万円）

### ■お客様の責任

当社は、お客様の故意または過失により当社が損害を被った際、お客様から損害の賠償を申し受けます。

### ■お申込み方法と代金のお支払い

お申し込みはフォームにて受付いたします。

代金は当社指定口座に指定の期日までにお振込みください。

### ■取消料

このツアーに限り、お客様は取消料を支払うことにより、旅行契約の解除を行なうことができます。ただし、解除の際には必ずご連絡ください。

募集型企画旅行契約		取消料
イ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目（日帰り旅行にあつては 10 日目）にあたる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く）	旅行代金 20%以内
ロ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目にあたる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く）	旅行代金 30%以内
ハ	旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金 40%以内
ニ	旅行開始日当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く）	旅行代金 50%以内
ホ	旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金 100%以内

### ■特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款（募集型旅行契約の部）の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命、または手荷物の上に被った定の損害について補償金および見舞金を支払います。

### ■旅行保証

旅行日程に下表に掲げる変更（次に掲げる事由による変更を除きます。天変地異、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の保全確保の為に必要な措置）が行なわれた場合、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、サービスの提供の日時および順序の変更は対象外となります。変更補償金の額は、旅行者一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の 15%を限度とします。また、変更補償金の額が 1,000 円未満の場合はお支払いいたしません。

変更補償金の支払いの対象となる変更	1 件あたり率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
入場する観光地または観光施設（レストランを含む） その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
運送機関の等級または設備の低い料金ものへの変更（変更後の合計金額が当社の合計額を下回った場合に限ります）	1.0	2.0
運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
前各号に掲げる変更のうち、ツアータイトル中に記載 があった事項の変更	2.5	5.0

### ■旅行条件基準日

令和 5 年 5 月 19 日現在の運賃料金を基準としています。

### 旅行企画・実施

株式会社パディ企画研究所 パディツーリスト 東京都知事登録旅行業 第 2-8320 号  
TEL 03-3303-1240 / FAX 03-3303-1241  
営業時間 10:00~18:00(土・日・祝日と年末年始を除く)